

農地法第4条許可

農地所有者が単独で申請します。

【知事許可】(4ha 以下) 許可申請書<様式第18号>2部・添付書類^{正副}2部

【確認事項】

- ・申請者の農地所有年数は^{原則3年以上}(相続を除く)
- ・申請者が所有する全ての農地に耕作放棄地・違反転用がないこと
- ・申請地は貸借権・納税猶予の設定がないこと
- ・申請地は貸借・納税猶予の設定がないこと・申請地は農用地区域から除外されていること

【添付書類】

・内容の審査・資格確認に必要ですので、■はかならず提出時に添付してください。

なお、追加提出等により受付が遅れたり、許可までに時間がかかったり、不許可になったりする場合がありますのでご注意ください。

■登記全部事項証明書(原本)

- 権利部甲区の権利者が死亡の場合・相続人全員の同意及び被相続人の出生から死亡までの戸・除・原戸籍謄本(原本)及び相続関係図 住所が相違の場合・住民票抄本(原本)氏名が相違の場合・戸籍抄本(原本)登記事項要約書(原本)・申請地と併せて使用する土地がある場合

■法務局備え付け公図(原本)閉鎖された地図に準ずる図面の写し(原本)・申請地が筆界未定地の場合

■現況写真・申請地ならびに事業所・現在の資材置場・駐車場等を明示した写真

■事業計画書(様式21号)・資材置場は(様式21号の2)

■造成計画断面図及び建物平面図

■土地利用計画図・給水・排水計画線(雨水排水)・駐車場は駐車区画

■資金証明書(原本)・残高証明書・融資証明書は転用者本人名義(本人でない場合は造成・建築使用承諾書(原本)が必要)

開発行為許可申請書(写し) 都市計画法適合証明書・農家住宅・農業用倉庫等の場合

承認書(写し)・道路工事が必要な場合、道路管理者徳島県東部県土整備局長の承認

放流同意書(原本)・建物の場合(土地改良区・用水組合等がない場合は誓約書)

■土地改良区意見書(原本)・土地改良区・用水組合等がない場合は誓約書

土地改良施設他目的使用契約書(写し)・宅地出入橋・床版をする場合

法人登記履歴事項全部証明書(原本)または定款(原本証明) 予算書(原本証明)・地方自治体

■位置図・申請地ならびに事業所・現在の資材置場・駐車場等を明示した住宅地図

契約書(賃貸借・使用貸借)・土地利用承諾書

各種免許状(写し)・資格が必要な転用(美・理容師・薬剤師・宅地建物取引業者等)

耕作証明書・農家住宅・農業用倉庫等 始末書・追認の場合

被害防除計画書・陳情・要望がすでにある場合

県生活環境保全条例に基づく埋立許可申請(写し)・面積 3,000 m²以上で開発を要する転用の場合

求積図・土地の一部を転用または筆界未定の場合は必要

委任状・申請者以外の者が書類を提出される場合(行政書士も委任状が必要)

【再生可能エネルギー発電施設の場合必要】

四国経済産業局の設備認定通知書 四国電力の受給契約申込書(写)発電設備のパンフレット

【営農型再生可能エネルギー発電施設の場合必要】

営農型発電設備の設計図 下部農地の営農計画書 一時転用許可に対する確約書

営農型発電設備の設置による下部農地への営農への影響見込み及びその根拠となる関連データ(試験研究機関による調査結果等)、必要な知見を有する者(普及指導員、試験研究機関等)の意見書又は先行して営農型発電設備の設置に取り組んでいる者の事例

【申請受付後の注意事項】

- ・農地法第4条及び第5条の規定による許可申請をされた場合は締め切り日から農業委員会総会開催日までには必ず申請地区を担当する農業委員から連絡をさせていただきます。(必ず連絡が取れる者の連絡先を申請書または委任状へ記入。)その際、譲渡人と譲受人には地区農業委員と共に農地の現状や当該地を転用しても周辺農地等に影響が出るかどうか、また譲受人の転用後の管理等を聞き取り、総会で審議するため立会いをさせていただきます。

立会いができない場合は全権委任する内容を含んだ委任状を提出していただければ代理人でも立会いただけます。

ただし、代理人選定には転用内容説明や農業委員からの指摘・要望に対して事業計画内容に反映することのできる人(例えば法人なら代表取締役が出頭できない場合、事業関係責任者など)へ代理してください。

- ・申請書類を預かれば事務局で書類を審査します。書類上問題が無く、受付したとしても地区農業委員との立会拒否・音信不通または立会時の発言する内容によっては総会での審議により保留及び不許可案件となりうる恐れもございます。

【許可後の注意事項】

- ・許可後、転用事業計画どおりに農地転用を行うこと。
- ・転用工事完了後、必ず工事完了証明願を提出すること。転用工事が申請より遅れる場合は工事進捗状況報告書を提出し、遅れている理由を報告すること。
- ・事業計画内容と違う転用工事をする場合は必ず事業計画変更申請を行うこと。変更申請を行わずに転用を行うと違反転用事案となります。違反転用を行うと現状回復命令の措置・許可の取消処分となりうる場合がございます。